

令和6年6月

保護者各位

瀬戸市立水野小学校

校長 有田 隆之

学校における主な感染症に罹患した際の「登校届」について

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症には、出席停止の期間が定められています。お子さまが感染症に罹患した場合は、医師と相談の上、出席停止基準を参考に、家庭においてしっかり療養していただき、下記のとおり学校にご報告ください。

記

- 1 感染症名 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎
その他（裏面「学校における主な感染症」参照）
- 2 出席停止期間 発病した日から医師の登校の許可が出るまで（出席停止の基準参考）
- 3 報告内容
 - ・ 罹患した感染症名
 - ・ 受診した医療機関名
 - ・ 登校しない期間
 - ・ 受診した医療機関より指示を受けた登校可能日
- 4 報告方法 ①～④のいずれか1つ選択し、報告してください。
 - ① 「登校届」※キリトリセン以下を記載し、ご提出ください
 - ② tetoru の欠席連絡機能（備考欄に記入し送信）
 - ③ 電話
 - ④ 書面（任意の書式）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・キリトリセン・・・・・・・・・・・・・・・・

登 校 届

学年・学級・児童生徒氏名 _____ 年 組 氏名 _____

感 染 症 名 _____

登校しない期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日

※ 受診した医療機関 _____ の指示により、

病状が回復し、感染する恐れがなくなりましたので、

_____ 年 月 日より登校します。

_____ 年 月 日 保護者氏名 _____

学校における主な感染症（第二種・第三種感染症）と出席停止基準

	病 名	出席停止期間の基準 (ただし、病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない)
第二種感染症	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで